

愛知県芸術劇場等運営等事業に関する質問及び回答

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	資料名	頁	行目	項目						
1	募集要項	用語集	22					協力企業	PEIの「協力企業」とは、SPCに出資しないがコンソーシアムの一員であるという意味の場合が一般的かと思いますが、ここに記載されている「協力企業」とは、その意味なのかもしくはコンソーシアムには入らず、その下で業務を委託で請け負う会社という定義なのかどちらでしょうか。	「コンソーシアム」は、「応募グループ」と読み替えて回答いたします。 「協力企業」は、応募グループに含まれ「応募企業又は応募グループの構成企業以外のもので、事業開始後、事業者から直接業務を委託し又は請け負うことを予定している者」を示します。
2	募集要項		3	28	3	(3)		(3) 事業方式	舞台機構の運用・管理、利用者に対する舞台技術面における支援などを行う業務を事業団に委託するという記載がございますが、SPCと事業団の間に契約事項が発生すると思います。契約内容は、事業者選定後に協議するのでしょうか。	守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。
3	募集要項		3	28	3	(3)		(3) 事業方式	SPCと事業団の間の契約事項ですが、契約内容は検討されているのでしょうか。もし契約内容の案が存在するのであれば、開示していただけますでしょうか。	守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。
4	募集要項		3	28	3	(3)		(3) 事業方式	別紙16の星取表では、舞台設備保守管理業務はSPCが担当することになっていますが、募集要項のP3では舞台機構の運用・管理、利用者に対する舞台技術面における支援などの業務を事業団が担うという記載がございます。SPCと事業団の明確な役割についてご教示ください。	守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。
5	募集要項		3	28	3	(3)		(3) 事業方式	舞台機構の運用・管理、支援についてSPCから事業団へ直接委託するのか、SPCが施設維持管理統括企業を挟んで事業団へ委託するのかどちらでしょうか。	SPCから文化振興事業団へ直接委託することを想定しています。
6	募集要項		3	28	3	(3)		(3) 事業方式	舞台技術面における支援などを行う詳細業務内容等については、その一部を文化振興事業団が担う旨記載ありますが具体的な業務内容、人員体制、委託費用をご開示いただけますでしょうか。	守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。
7	募集要項		3	28	3	(3)		(3) 事業方式	「舞台機構の運用・管理、利用者に対する舞台技術面における支援などを行う業務等については、その一部を文化振興事業団に委託する」とありますが、一部の業務について、具体的にお示しください。	守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。
8	募集要項		3	30	3	(3)		(3) 事業方式	「事業者は、その業務を文化振興事業団に委託する」とありますが、委託金額をお示しください。また委託せずとも事業者で実施可能な場合、委託しないことも可能でしょうか？ ※舞台運営業務と密接に関連するため効率性・合理性に欠けます。	守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。 なお、円滑な運営体制の移行のため、運営期間の最初の5年間については、文化振興事業団への委託を必須としています。
9	募集要項		4	3	3	(4)		(4) 文化振興事業団の役割	「文化振興事業団から芸術劇場の利用料金を徴収しない。」とありますが、利用区分は事業者にとっては貸借で販売する商品に該当し収入に直結します。年間利用回数(日数、区分数等)を設定し、それを越える利用については有料としていただくのが望ましいと考えますが、その線引きについてどのようにお考えでしょうか？	要求水準書の別紙15に、文化振興事業団による利用日数等の上限及び下限の日数を超えて利用する場合は、別途、事業者の承認を得ることとする旨を記載しておりますので、ご確認ください。
10	募集要項		5	10	3	(6)	②	② 運営権設定対象施設	投資に対して残存価値の買取の判断は、投資前に行われる認識でよろしいでしょうか。	買取部分がある場合、「当該更新投資に先立ち、県が当該更新投資を行うことに同意し、本項に基づく補償の対象とすることを事業者へ通知」しますので、買取の判断は投資前に行います。詳細は実施契約書第66条第2項をご確認ください。
11	募集要項		5	10	3	(6)	②	② 運営権設定対象施設	「投資(新設・拡張した施設の機能維持のための投資を除く。)」という記載がございますが、「新設・拡張した施設の機能維持のための投資」は具体的にどのようなものをご教示ください。	新設・拡張した施設の機能を維持するため必要となる支出のうち、投資(収益的支出ではなく資本的支出の意味です)に該当するものを指します。
12	募集要項		5	10	3	(6)	②	② 運営権設定対象施設	更新投資については、県施設の機能維持のための更新であり、県による残存価値相当費用の負担が見込めない場合、事業者は積極的に投資できないと思われま。県との事前の協議を前提として、投資前にご判断いただくことは可能でしょうか？	実施契約書第66条第2項をご確認ください。投資に先立ち県が買い取りをするかどうかを判断する枠組みとしています。
13	募集要項		5	24	3	(6)	③	③ 事業者の所有する資産等	「県又は次期事業者は、事業者の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる」という記載ですが、事業者と交渉したうえで時価を決め、買い取り行為を実施する認識でよろしいでしょうか。	募集要項に示す「時価」に関する詳細は、実施契約書 別紙1 (24) に示すとおりです。
14	募集要項		5	24	3	(6)	③	③ 事業者の所有する資産等	募集要項では、時価で買い取るという記載がございますが、一方実施契約書67条(2)では簿価で買い取るという記載がございます。SPCが所有する資産についての買取は「時価」または「簿価」のどちらで行われるのでしょうか。	実施契約書第67条1項のとおり、予め県が同意したものについては、簿価相当額で買取を行い、それ以外のものについては、県又は県の指定する者が必要と認めた場合には、時価で買い取ります。時価の詳細は、実施契約書 別紙1 (24) に示すとおりです。
15	募集要項		5	34	3	(7)		(7) 本事業における利用料金等の設定及び収受	該当する「条例」が何に当たるか？	この「条例」とは「愛知芸術文化センター条例」を指します。
16	募集要項		6	8	3	(8)	①	① 運営に係る費用負担	「実施契約に定められた」とありますが、「添付資料5.実施契約書(案)」を指しますか？	お見込みのとおりです。 現在は実施契約書の案を開示しており、事業者選定後に最終的に確定されたものがこれに該当します。
17	募集要項		6	8	3	(8)	①	① 運営に係る費用負担	「実施契約に定められた範囲内の費用を県が負担」とありますが、「添付資料5.実施契約書(案)」の「第4 本事業の内容」のうち、「(6) 事業者が任意で行う業務」を除いたものでよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
18	募集要項		6	20	3	(8)	①	① 運営に係る費用負担	「運営権設定対価を提案できる」の意味が知りたい。	事業者は、県による負担総額を0円とする提案をする場合に限り、運営権対価を提案できます。県による負担を求めながら、運営権対価を提案することはできません。 募集要項6頁の(8)①の最終段落をご確認ください。
19	募集要項		6	35	3	(9)		(9) 本事業の範囲	「①-ア 統括管理業務は、第三者に委託し又は請け負わせることはできない」とありますが、統括管理業務を担う代表企業が直接雇用する社員にて実施することは認めていただけますでしょうか？ ※認めていただけない場合、SPCが職員を直接雇用しなければなりません。	統括管理業務を代表企業に委託又は請け負わせる場合には、代表企業の社員が実施することが可能です。
20	募集要項		6	35	3	(9)		(9) 本事業の範囲	「①-ア 統括管理業務」以外の業務について、再委託可となっておりますが、「ウ 愛知芸術劇場の運営業務」のうち、「施設の利用許可・取消」等の認可は指定管理者名であり、一般的に再委託することができないと考えます。統括管理業務を担う代表企業が直接雇用する社員にて実施することは認めていただけますでしょうか？	愛知芸術劇場の運営業務は再委託可能ですが、その場合でも法令等を遵守して頂く必要がございます。事業者が地方自治法上の指定管理者の指定を受けることになるため、使用許可の主体は指定管理者となり、その地位を第三者に担わせることは想定していません。 統括管理業務を代表企業に委託又は請け負わせる場合には、代表企業の社員が実施することが可能です。
21	募集要項		8	8	3	(10)	①	① 関係行政機関等との連携	愛知県民文化局文化芸術課国際芸術祭推進室及び文化振興事業団は、家賃や光熱水費について負担していただけるのでしょうか？	家賃の負担はございません。光熱水費は、事業者が、国際芸術祭推進室及び文化振興事業団から実費徴収いただくことを想定しています。詳細は、要求水準書34頁13.3.(1)をご参照ください。

愛知県芸術劇場等運営等事業に関する質問及び回答

No	該当箇所								タイトル	質問	回答		
	資料名	頁	行目	項目									
22	募集要項		9	1	3	(11)	②		② 投資完了後の取扱い	「投資完了後、当該部分の所有権を県に無償で帰属させた上で…」という記載がございますが、一方募集要項P5 (6) ②では「事業期間終了時点で当該投資の結果残存している価値に相当する…」という記載がございます。県が認める場合は、更新投資は「残存価値相当費用」で買い取っていただけるのでしょうか。	募集要項9頁における「投資完了後の取り扱い」は原則を示すものであり、例外として県があらかじめ同意した投資については、募集要項5頁(6)②の記載のとおりです。		
23	募集要項		9	17	3	(13)			(13) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属	「県と事業者で合意する各年度の計画収入」は、契約時にSPCから提出する計画収入か、または各年度ごとに県と事業者が協議して定める計画収入かのどちらでしょうか。	各年度に定める計画収入です。詳細は、実施契約書第54条を参照してください。		
24	募集要項		9	26	4	(1)			(1) 応募者の構成	5/22以降、応募資格審査後に、参加資格を有する構成員が追加したい場合、その後の手続きは可能か?	参加表明書及び資格審査の提出締め切り（2025年5月12日）以降の構成企業及び協力企業の追加提出については、県が認めた場合に限り可能とします。追加提出する場合は、提案書類の提出期限（2025年7月31日）までに「様式集2頁に示す1(4) ア参加表明書の該当する様式」及び「構成企業又は協力企業の追加理由（任意様式）」をご提出ください。ただし、参加表明書及び資格審査の提出締め切り（2025年5月12日）時点では、「代表企業」「(3) 応募者等の個別要件を満たす企業（構成企業又は協力企業）」を必須で応募書類にご記載ください。		
25	募集要項		11	2						「応募グループは・・・文化振興事業団に接触してはならない」とありますが、文化振興事業団から業務を委託・もしくは文化振興事業団へ人を派遣している企業への接触は可能でしょうか。	文化振興事業団から業務を委託・もしくは文化振興事業団へ人を派遣している企業への接触は可能です。		
26	募集要項		12	5	5	(3)			(3) 選定の手順及びスケジュール	募集要項・守秘義務資料の公表から質問提出までの期間が短く、検討にあたり不明点を残してしまう可能性があることや、競争的対話の内容を踏まえて質問の機会を追加で設けていただけないでしょうか。	追加の質問の機会は予定していませんが、競争的対話に向けて提案者から事前に質問を受け付け、競争的対話の中で回答をする予定です。		
27	募集要項		12	5	5	(3)			(3) 選定の手順及びスケジュール	2026年4月～2027年3月までは運営事業開始準備業務となっておりますが、その間の施設の維持管理業務については、法定検査など必要に応じた点検保守のみでよいという理解でよろしいでしょうか。また、その予算は計上されておりますでしょうか。計上されていなければ追加をお願いいたします。	運営事業開始準備業務期間中は、現行どおり、県（指定管理事業者）が維持管理業務を実施します。事業者による維持管理業務の始期は、2027年4月1日からとなります。		
28	募集要項		17	4	5	(4)	⑩	イ	イ 提案審査の方法	提案書提出後、速やかにプレゼンテーションの準備に取り掛かれるよう、下記情報についてご教えてください。 ・プレゼンテーションの説明時間 ・説明に用いる資料形態（プレゼン用に別途説明資料の用意が可能か、もしくは提出した提案書のみを使用した説明となるか） ・説明資料のプロジェクター投影可否 ・質疑回答時間 ・プレゼン会場の配置図 ・審査員の人数・所属・役職 また、本事業は大規模複合用途施設であり提案に関わる関係者も多岐にわたります。より良い提案・正確な質疑回答をするため、プレゼンテーションの出席人数を10名～15名程度までご検討頂けますと幸いです。	今後の検討により変更となる可能性はございますが、現時点では、プレゼンテーションの説明時間については30分程度、提案書類に基づきご説明いただき（別途説明資料の使用は不可とします）、質疑回答時間は45分程度とすることを想定しています。そのほかの詳細については、頂いたご要望も踏まえて検討し、資格審査を通じた事業者へ個別にご案内いたします。なお、審査員の人数・所属・役職については、募集要項11頁5-(2)をご参照ください。		
29	募集要項		24	30	11	(2)	①	イ	イ 解除の効果	「事業者は県に対し、実施契約の定める違約金…」という記載がございますが、違約金の上限額はありますでしょうか。	実施契約書第68条第1項、別紙3をご確認ください。		
30	募集要項	別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて	1						別紙3 プロフィットシェア及びロスシェアについて	プロフィットシェアとロスシェアに関する内容や緩和含めた条件について、競争的対話で協議させていただくことは可能でしょうか。	競争的対話の対象から除くことはしません。競争的対話の質問として、ご提出ください。		
31	添付資料1 要求水準書								全般	文化振興事業団が行う業務と、その契約金額（年間）をご教えてください。分りにくかったので、改めて質問で提出させていただきます。	守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。		
32	添付資料1 要求水準書		6	4	第1章	第2節	第2	2	(1)	(1) 運営権の設定	文化振興事業団への委託について、業務委託額の算出方法を教えてほしい	守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。	
33	添付資料1 要求水準書		8	23	第1章	第2節	第2	2	(4)	イ	(4) 事業期間終了時の取扱い	「県は実施契約により認められる範囲において、残存価値相当費用を負担する」という記載がございますが、実施契約書第66条の2に該当するのでしょうか。	ご指摘のとおり、実施契約書第66条第2項が該当します。
34	添付資料1 要求水準書		10	30	第1章	第2節	第2	4	(2)		(2) 貸館等の実施における利用調整	2027年4月1日以降の利用について、優先予約を含め既に決まっているスケジュールがあると思うのですが、現時点で開示可能なものがあればお示しください。	守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。
35	添付資料1 要求水準書		14	13	第1章	第4節			第4節 有資格者の専任	代表企業、構成企業、協力企業が有資格者を配置させるのでしょうか。	代表企業、構成企業、協力企業から委託した会社から有資格者を配置することでも、構いません。		
36	添付資料1 要求水準書		14	13	第1章	第4節			第4節 有資格者の専任	協力会社から委託した会社から有資格者を配置することは可能でしょうか。	代表企業、構成企業、協力企業から委託した会社から有資格者を配置することでも、構いません。		
37	添付資料1 要求水準書		14	13	第1章	第4節			第4節 有資格者の専任	有資格者は1人の職員が兼務してもよろしいでしょうか。	業務運営上支障がなければ、兼務でも構いません。		
38	添付資料1 要求水準書		14	13	第1章	第4節			第4節 有資格者の専任	玉掛技能講習の修了証の交付者について、作業上有資格者の配置が必要な場合必要であり、平常時は不要という認識で宜しいでしょうか。	法令等により常駐が義務づけられている場合を除き、業務運営上支障がなければ、常駐は必須ではありません。		
39	添付資料1 要求水準書		14	13	第1章	第4節			第4節 有資格者の専任	クレーン運転業務特別教育講習の受講証明書の交付を受けている者について、作業上有資格者の配置が必要な場合必要であり、平常時は不要という認識で宜しいでしょうか。	法令等により常駐が義務づけられている場合を除き、業務運営上支障がなければ、常駐は必須ではありません。		
40	添付資料1 要求水準書		14	13	第1章	第4節			第4節 有資格者の専任	労働安全衛生法に定める足場の組立等作業主任者について、作業上有資格者の配置が必要な場合必要であり、平常時は不要という認識で宜しいでしょうか。	法令等により常駐が義務づけられている場合を除き、業務運営上支障がなければ、常駐は必須ではありません。		

愛知県芸術劇場等運営等事業に関する質問及び回答

No	該当箇所										タイトル	質問	回答	
	資料名	頁	行目	項目										
41	添付資料1 要求水準書	14	13	第1章	第4節							第4節 有資格者の専任	舞台テレビジョン・照明技術者技能認定制度（（社）日本照明協会認定）1・2級照明技術者について、文化振興事業団にて資格を保有している認識で宜しいでしょうか。もしくは作業上有資格者の配置が必要な場合必要であり、平常時は不要という認識ででしょうか。	文化振興事業団の一部の職員にて資格を保有しています。法令等により常駐が義務づけられている場合を除き、業務運営上支障がなければ、常駐は必須ではありません。
42	添付資料1 要求水準書	14	13	第1章	第4節							第4節 有資格者の専任	現在、電気主任技術者を選任・常駐管理しており、配置が必要な認識で宜しいでしょうか。	【修正前】 現状では、電気主任技術者を選任していますが、常駐ではありません。 【4月25日修正】 お見込みのとおりです。
43	添付資料1 要求水準書	14	13	第1章	第4節							第4節 有資格者の専任	電気主任技術者の配置が必要である場合、資格区分（第一種、第二種、第三種）の条件をご教示ください	電気主任技術者第三種以上の配置が必要です。
44	添付資料1 要求水準書	14	13	第1章	第4節							第4節 有資格者の専任	現在、建築環境衛生管理技術者を選任しており、配置が必要な認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	添付資料1 要求水準書	14	22	第1章	第4節							第4節 有資格者の専任	「その他ホール等の安全運用に有効な有資格者」という記載がございますが、有資格者に該当する資格をご教示ください。	例えば、「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」で示されている資格を想定しています。
46	添付資料1 要求水準書	15	4	第1章	第6節	第1	1	(1)				(1) 総則	施設・空間転用の際に、現状を変える行為は、県が認めたら実施してもいいという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的な施設・空間転用の考え方は、要求水準書「別紙17（守秘義務資料）施設・空間転用の考え方について」をご確認ください。
47	添付資料1 要求水準書	15	8	第1章	第6節	第1	1	(1)				(1) 総則	SPCが本施設の運営開始後に、本施設が実施契約締結前から抱える法的な問題、または実用的な問題が発生した場合、それを改善するために追加で費用が発生した時は県負担でしょうか。例えば、既存不適格な設備、壊れている設備、アスベスト等の利用など	実施契約書案第29条第3項の契約不適合の項目をご確認ください。
48	添付資料1 要求水準書	17	29	第1章	第12節	第2						第2 施設利用料金	説明会の際に、現在大ホールの4、5階を閉めての利用もあるとお聞きしましたが、その場合利用料金はどのようなのでしょうか。割引している場合は現在の料金設定をご教示ください。	下記リンク先の「中規模利用」の料金をご参照ください。 <a href="https://www.aac.prof.aichi.jp/rent/theater/royalty.html">https://www.aac.prof.aichi.jp/rent/theater/royalty.html</a>
49	添付資料1 要求水準書	17	30	第1章	第12節	第2						第2 施設利用料金	「条例に従って県との協議の上で事業者が設定し」とありますが、この「条例」とは「愛知芸術文化センター条例」を指しますか。	お見込みのとおりです。
50	添付資料1 要求水準書	20	22	第2章	第2節	第1	1					1 基本的な考え方	代表企業、構成企業、協力企業の社員がSPCに出向して統括管理責任者・業務責任者・業務担当者を行うのでしょうか。または代表企業、構成企業、協力企業に委託して、統括管理責任者・業務責任者・業務担当者を行うのも問題ないでしょうか。	代表企業、構成企業、協力企業が業務責任者、業務担当者を行う際に、出向または代表企業、構成企業、協力企業への委託のいずれかを選択するかは事業者の判断となりますが、統括管理責任者については、出向によって行うことを想定しております。
51	添付資料1 要求水準書	21	37	第2章	第2節	第1	2	(3)	オ			(3) 管理監督	各業務の業務責任者及び業務担当者は、構成員だけではなく協力企業が担当することも可能でしょうか。	各業務の業務責任者の取り扱いについては、No50の回答をご参照ください。業務担当者については、お見込みのとおりです。
52	添付資料1 要求水準書	29	6	第3章	第2節	第10						第10 芸術文化情報システムの維持管理業務	芸術文化情報システムの使用料はかかりますか。	「芸術文化情報システムの使用料」の定義が不明確ですが、芸術文化情報システムに係る運用・保守や機器リース費用は、発生いたします。守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。
53	添付資料1 要求水準書	32	25	第3章	第2節	第11	3	(4)				第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細	「県が貸付した備品の修理費用については、事業者負担とする」という文言があります。事業が始まった際に既に壊れていた場合、実施契約書（案）第3節第29条の3に記載されている「引渡前に既に存在している…」に該当する認識でよろしいでしょうか。	実施契約書案第29条第3項の契約不適合の項目をご確認ください。
54	添付資料1 要求水準書	32	25	第3章	第2節	第11	3	(4)				第11 備品保守管理業務 3 業務の詳細	備品の修理と更新経費が100万円未満の場合は事業者負担とありますが、修理費用が高額（100万円以上）となった場合は事業者負担ではなく県と調整出来るのでしょうか。	実施契約書案第29条第3項の契約不適合に該当する場合を除き、事業者負担となります。
55	添付資料1 要求水準書	35	26	第4章	第1節	第1	5	(2)				第1 基本方針	県内の学校や実演団体等による利用枠の十分な確保に配慮を要する、とあるが、他ホール分の実演団体までの公演まで組み入れる余裕はないものとみる。名古屋市民会館の建て替えを考慮するとなおさらだが、どのようにお考えか？	名古屋市民会館建替期間中に、県内の学校や実演団体等による利用枠の確保を事業者への義務として課すことは想定しておりません。
56	添付資料1 要求水準書	37		第4章	第2節	第1	1	(1)				図表2 愛知県芸術劇場の自主事業の分類	事業者が実施する公演事業には回数やジャンルの縛りはないとの理解でお間違いないでしょうか。	要求水準書37頁図表2の公演事業の、ア、イ、エについてはご理解のとおりです。
57	添付資料1 要求水準書	38	25、30	第4章	第2節	第1	2	(2)	ア	(ア) (イ)		外部主催者との共催	共催の条件について、施設利用料のみの減免や、これに加えて附帯設備料（の一部）も減免する等、選択肢には幅があると考えられますが、これらについては、主催者と相談しつつも事業者の裁量で決定してもかまわない、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	添付資料1 要求水準書	40	2	第4章	第2節	第1	2	(4)	イ			(4) 文化振興事業団との連携	「その一部を文化振興事業団に委託することとする」とありますが、一部とはどの程度の規模を想定していますか。人数や金額等の想定についてご教示ください。	守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。
59	添付資料1 要求水準書	42	6	第4章	第2節	第2	2	(3)	ア	(ウ)		(ウ) 公演当日の施設利用者との打合せ及び助言	レセプションを利用料金と別に設定する場合、必要際には主催者が別途手配するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、外部主催者が希望する場合は、事業者でレセプションを手配できる体制とすることが必須となります。また、事業者が手配するレセプションを利用しない場合であっても、災害発生時における避難誘導ができる人員について、事業者の責任で配置する必要があります。
60	添付資料1 要求水準書	42	7	第4章	第2節	第2	2	(3)	ア			(3) 劇場内サービスに関する業務	(ウ) 但し書き以降について、サービスの一部のみを利用料金として別に設定することは可能でしょうか。	設定することは可能です。
61	添付資料1 要求水準書	42	10	第4章	第2節	第2	2	(3)	ア			ビュッフェの運営	ビュッフェの運営については、主催者が利用を希望した場合のみの運営でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	添付資料1 要求水準書	42	14	第4章	第2節	第2	2	(3)	ア			物品販売支援等付帯サービスの提供	物品販売支援等付帯サービスの提供について、手数料を収受することは可能でしょうか。	手数料を収受することは可能です。
63	添付資料1 要求水準書	48	5	第5章	第2節	第3	2	(1)	エ	(ウ)		(1) 来場者受入業務（館内案内、利用案内等）	無料の実績をお示しください。（台数、金額等）	駐車場利用料が無料となる愛知県美術館及び愛知県芸術劇場の外部主催者等の過去の実績については、守秘義務対象資料にて関連資料を交付しております。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。

愛知県芸術劇場等運営等事業に関する質問及び回答

No	該当箇所							タイトル	質問	回答	
	資料名	頁	行目	項目							
64	添付資料1 要求水準書		49	1	第6章				第6章 運営事業開始準備業務	運営事業開始準備業務は約1年間と想定されていますが、当該期間中に維持管理業務は発生するのでしょうか。発生する場合、必要な業務内容・頻度についてご教示ください。	No27の回答をご参照ください。
65	添付資料1 要求水準書	別紙1 愛知芸術文化センター平面図	8		地下2階平面図				地下2階平面図	オアテス21から愛知芸術文化センターの地下2階連絡通路に至る途中部分に、センターの催事等のポスターを掲示しているスペースがありますが、こちらは運営権対象範囲に含まれますか。対象外の場合、当該掲示部分の運用はどのように考えればよいのでしょうか。	運営権設定対象施設に含まれます。「要求水準書別紙1 愛知芸術文化センター平面図」の20頁をご参照ください。
66	添付資料1 要求水準書	別紙7修繕業務の区分	2						表 修繕業務の区分一覧	修繕業務の区分一覧の県負担部分は募集要項P6の20, 172, 926 千円の対象ではないという理解でよろしいのでしょうか	お見込みのとおりです。
67	添付資料1 要求水準書	別紙15 ホール等の利用調整の考え方について	1~2	20~1	3	(2)	(ア) (イ) (ウ) (エ)		(2) 県及び県が指定する団体等による利用	文化振興事業団、国際芸術祭「あいち」組織委員会、名古屋フィルハーモニー交響楽団、県は現在は減価で利用しているのでしょうか。	文化振興事業団については、現在は指定管理者として、利用料金は不徴収となっています。国際芸術祭「あいち」組織委員会、名古屋フィルハーモニー交響楽団、県については、現在は利用料金の減免はありません。
68	添付資料1 要求水準書	別紙15 ホール等の利用調整の考え方について	4						別表 ホール別の利用枠配分と平日・土日祝日の内訳	ホール別利用枠配分と土日祝日の内訳にて、利用可能日の基準日数がホールごとに異なる理由は何か。また、基準日数の根拠と、365日との差分の内訳とは？大ホールの基準日数285日のうち 減免日数が26日あり、残り259日が収入を得られる日数という理解でよいのか？	保守点検等に必要日数がホールにより異なるため、実績に基づき、それぞれ異なる利用可能日の基準日数を設定しています。また、県による利用については利用料減免は求めないため、大ホールに関しては、265日が収入が得られる日数となります。
69	添付資料1 要求水準書	別紙16 文化振興事業団との役割分担（星取表）	1		3	(イ)	②		② 舞台運営に関する業務・施設利用者との調整及び立ち合い	舞台運営業務のすべての対応を事業団に委託するということではないとの理解でお間違えないでしょうか。	別紙16 文化振興事業団との役割分担（星取表）の備考欄に記載のとおり、施設利用者との調整及び立ち合いの内容については、文化振興事業団との「委託契約に基づき事業団の舞台技術職員が対応する」としてあります。守秘義務対象資料にて関連資料を交付しています。守秘義務遵守誓約書をご提出いただいた事業者に対し、5月14日(水)に詳細な回答を開示いたします。
70	添付資料1 要求水準書	別紙16 文化振興事業団との役割分担（星取表）	1	34	3	(イ)	②		② 舞台運営に関する業務	「3.愛知県芸術劇場の運営業務」(イ)各ホール等の運営等に関する業務>②舞台運営に関する業務>施設利用者との調整及び立ち合い)について文化事業団が担うことになっておりますが、大ホールコンサートホール、小ホールすべての催事にご対応いただける認識でよろしいでしょうか。	別紙16 文化振興事業団との役割分担（星取表）の備考欄に記載のとおり、施設利用者との調整及び立ち合いの内容については、文化振興事業団との「委託契約に基づき事業団の舞台技術職員が対応する」としてあります。委託契約の対象となるホールはお見込みのとおりです。
71	添付資料1 要求水準書	別紙21 愛知県芸術劇場の利用のご案内	6		4	1	(2)		(2) 受付日時	抽選日は芸術センターのみ毎月21日であり、全国ツアーの会場押さえにおいて不具合が生じているため、他地区ホールで通例となっている1日にすることは可能なのか？	抽選日を毎月1日に設定することは可能です。
72	添付資料2 優先交渉権者選定基準		3	14	4	(2)	イ		イ 提案項目の評価方法配点	記載されている配点は委員一人当たりの点数で、満点は1,400点という理解でよろしいでしょうか。	「提案を求める項目」①~⑥の配点は、委員の採点結果の平均となります。⑦については、所定の算式により価格評価点を算出し、200点満点となります。
73	添付資料3 様式集及び記載要領		2	3	1	(4)	ア (ウ) b		(ウ) 添付書類	(4) 審査書類の受付時における提出書類 ア参加表明 (ウ) 添付書類 b.直近3期分の有価証券報告書について、直近3期分とありますが、24年度の有価証券報告書の発行のタイミングが6月下旬で、審査書類提出時点では取得できないため、23年度、22年度、21年度分の提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	添付資料3 様式集及び記載要領		2	4	1	(4)	ア (ウ) c		(ウ) 添付書類	直近3期分の事業報告及び計算書類ですが、提出期限までに2024年度決算資料の作成が間に合わない場合は、2023年度までの3年度分の提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	添付資料3 様式集及び記載要領		2	6	1	(4)	ア (ウ) d		(ウ) 添付書類	登録簿簿本ですが、現在事項全部証明書という記載がございます。現在事項全部証明書の内容が含まれている履歴事項全部証明書の提出でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	添付資料3 様式集及び記載要領		2	6	1	(4)	ア (ウ) d		(ウ) 添付書類	現在事項全部証明書については、今年度変更が生じたため、内容の更新中です。更新書類の入手が提出時に間に合わない場合は、3月時点のものでよろしいでしょうか。	ご記載のとおりで結構です。今年度変更箇所については事務局まで別途お知らせください。
77	添付資料3 様式集及び記載要領		2	6	1	(4)	ア (ウ) d		(ウ) 添付書類	現在事項全部証明書は、公募開始前に入手したものでよろしいでしょうか。	参加表明書の提出日を基準に、直近3か月以内であれば、公募開始前に入手した現在事項全部証明書の提出を認めます。
78	添付資料3 様式集及び記載要領		2	6	1	(4)	ア (ウ) d		(ウ) 添付書類	(4) 審査書類の受付時における提出書類 ア参加表明 (ウ) 添付書類 d.登録簿本(直近3か月以内の現在事項全部証明書)現時点で登録簿の変更申請を行っており、参加表明の提出期間中に最新の現在事項全部証明書の提出が間に合わない可能性があります。現時点のもの(発行3か月以内のもの)を提出すればよろしいでしょうか。	ご記載のとおりで結構です。今年度変更箇所については事務局まで別途お知らせください。
79	添付資料3 様式集及び記載要領		2	9	1	(4)	ア (ウ) f		(ウ) 添付書類	(4) 審査書類の受付時における提出書類 ア参加表明 (ウ) 添付書類 f.法人税納税証明書(募集要項公表日以降に交付されたもの) f.法人税納税証明書について、未納の無いことの証明(その3の3)を提出すればよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	添付資料3 様式集及び記載要領		2	9、10	1	(4)	ア (ウ) f, g		(ウ) 添付書類	法人税や消費税の納税証明書に関して、e-Taxで申請し電子データで受領した証明書データを印刷したものの提出でも問題ないでしょうか。	問題ございません。
81	添付資料3 様式集及び記載要領		2	9、10	1	(4)	ア (ウ) f, g		(ウ) 添付書類	法人税納税証明書と消費税納税証明書は、それぞれどの種類の証明書を準備すればよろしいでしょうか。	納税証明書「その3の3」(「法人税」と「消費税及地方消費税」の未納の税額がないことの証明書(法人用))等を提出下さい。
82	添付資料3 様式集及び記載要領		2	10	1	(4)	ア (ウ) f		(ウ) 添付書類	(4) 審査書類の受付時における提出書類 ア参加表明 (ウ) 添付書類 g.消費税納税証明書(募集要項公表日以降に交付されたもの) g.消費税納税証明書について、未納の無いことの証明(その3の3)を提出すればよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	添付資料3 様式集及び記載要領		2	26	1	(4)	イ (イ) c		(イ) 資格審査書類	「募集要項 4応募者の資格等(3)応募者の個別要件」に掲げられた事項に係る実績を記載の上、当該実績を確認するための資料を添付して提出すること」という記載がございますが、具体的にどういう資料が該当するのかをご教示ください。例えば、会社に掲載されている施設管理の実績や、ニュースリリース、管理している施設のHPに掲載している管理会社情報は、実績を確認するための資料に該当するのでしょうか。	発注機関からの契約書の写しを提出してください。提出が難しい場合には、発注機関による資料等で、応募者等の個別要件を満たす実績であることが具体的に記載されている資料を提出してください。

愛知県芸術劇場等運営等事業に関する質問及び回答

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	資料名	頁	行目	項目						
84	添付資料3 様式集及び記載要領	3	1	1	(4)	ウ		ウ 提案審査書類	規定の提案審査書類様式に加え、補足説明資料を添付することは可能でしょうか。	添付して頂いても構いませんが、補足説明資料は評価対象にはならないことをご承知おきください。
85	添付資料3 様式集及び記載要領	3	5	1	(4)	ウ		表1 提案審査書類様式	「頁数制限」について、片面を1ページとの理解でよろしいでしょうか（3ページの場合1枚半）。	お見込みのとおりです。
86	添付資料3 様式集及び記載要領	7	9	1	(6)	ア		ア 辞退届	第二次審査への参加を辞退する場合に、代表者が提出期限日の9時から17時までの間に辞退届を持参することとなりますが、提出期限日は7/28-31の間という認識でよろしかったでしょうか。	提案審査を辞退する場合は、2025年7月31日午後5時までに「辞退届」をご提出ください。様式集を修正します。
87	添付資料3 様式集及び記載要領	8	10	2	(2)			(2) 記載内容	「必須記載事項」とはP3～の表1提案審査書類様式に記載のある「記載事項」の項目という理解でよろしいでしょうか。	各様式において記述による説明が必要とされている事項を指します。特に様式A～0をご参照ください。
88	添付資料3 様式集及び記載要領	8	17	2	(3)			(3) 書式等	様式A～P-2について、右下に「登録受付番号」の欄がありますが、様式ごとのページ数が増えた場合は、すべてのページの右下に欄が必要でしょうか。それとも様式ごとの最後のページ（例、様式Aが3ページだった場合は3枚目）のみの記載でも問題ないのでしょうか。	様式A～P-2について、すべてのページの右下に「登録受付番号」の欄を記載ください。なお、登録受付番号は県にて記載しますので、事業者側での記載は不要です。
89	添付資料3 様式集及び記載要領	8	20	2	(3)			(3) 書式等	「左側2点綴り冊子とする」とのことですが、「(4) 審査書類A及びB」は同じ冊子に綴じられるのか、別々の冊子に綴じられるのでしょうか。	AとBでは表紙が異なりますので、表紙ごとに冊子としてください。
90	添付資料3 様式集及び記載要領	8	20	2	(3)			(3) 書式等	「左側2点綴り冊子とする」とのことですが、「(4) 審査書類ウ提案審査書類」も同様の綴じ方との理解でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	添付資料3 様式集及び記載要領	8	20	2	(3)			(3) 書式等	各冊子にはインデックス等の見出しは必要でしょうか。	特段の指定はいたしません。分かりやすさ、見やすさへの配慮をお願いします。
92	添付資料3 様式集及び記載要領	8	24	2	(3)			(3) 書式等	提出書類の余白について上下の指定はありますでしょうか。	特段の指定はいたしません。分かりやすさ、見やすさへの配慮をお願いします。
93	添付資料3 様式集及び記載要領	8	27	2	(4)			(4) 編集方法	様式が複数ページにわたるときは、右肩にページ番号を付すこと。とありますが、こちらは様式A～P-2についてでしょうか？その場合は様式A～Pの合計枚数が●部分になる認識でしょうか。	右肩に、各様式ごとのページ番号を付してください。●部分は各様式ごとのページ数になります。
94	添付資料3 様式集及び記載要領	8	27	2	(4)			(4) 編集方法	「右肩にページ番号を付すこと」とありますが、参加表明書等の表紙右肩にある、「通し番号」のことでしょうか。その場合、全てのページ右肩に入れるイメージでよろしいでしょうか。	右肩に、各様式ごとのページ番号を付してください。●部分は各様式ごとのページ数になります。参加表明書等の表紙右肩にある「通し番号」は、正本には記載不要ですが、副本の場合、副本の何部目かを記載してください。
95	添付資料3 様式集及び記載要領	9	1	2	(5)			(5) 提出方法	副本の表紙の右肩に着ける通し番号については、「副本-1」「副本-2」・・・というイメージでよろしかったでしょうか。	お見込みのとおり、副本の何部目かを記載ください。
96	添付資料3 様式集及び記載要領	9	1	2	(5)			(5) 提出方法	「右肩にページ番号を付すこと」とありますが、参加表明書等の表紙右肩にある「通し番号」のことでしょうか。その場合、全てのページ右肩に入れるイメージでよろしいでしょうか。	参加表明書等の表紙右肩にある「通し番号」は、正本には記載不要ですが、副本の場合、副本の何部目かを記載してください。各様式ごとのページ番号とは異なり、表紙の右肩にのみ記載してください。
97	添付資料3 様式集及び記載要領	9	1	2	(5)			(5) 提出方法	正本には通し番号は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	添付資料3 様式集及び記載要領	9	6	2	(5)			(5) 提出方法	CD-R又はDVD-Rの保存について、WordもしくはExcelに加え、それと同じものをPDF化したデータをCD-R又はDVD-R3枚に格納するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	添付資料3 様式集及び記載要領	12～62						様式集	様式1～様式P-2の様式について、社名は記名、未記名どちらになりますでしょうか。	様式において、「称号又は名称」とある箇所については、社名の記載をお願いいたします。
100	添付資料3 様式集及び記載要領	15						【様式2-②】愛知県芸術劇場等運営等事業 守秘義務の遵守に関する誓約書	様式2-②を提出すれば、弁護士や公認会計士、税理士に業務を依頼する場合には、様式2-③の第二次被開示者には該当しないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	添付資料3 様式集及び記載要領	28						審査書類の受付時における提出書類 参加表明書	右肩の「通し番号」は、参加表明書の枚数を記載すればよろしいでしょうか。	副本の何部目かを記載ください。
102	添付資料3 様式集及び記載要領	28						審査書類の受付時における提出書類 参加表明書	右下の「登録受付番号」は事業者側で何か記載する番号でしょうか。	県にて記載しますので、事業者側での記載は不要です。
103	添付資料3 様式集及び記載要領	29～34						【様式4-①】参加表明書（応募企業用）～【様式6】委任状	各種提出書類には捺印が必要でしょうか。参加表明書/委任状等	捺印は不要です。
104	添付資料3 様式集及び記載要領	32						【様式5-②-①】応募者の名称等（応募グループ用）	「代表企業を除く構成企業、協力企業」の見出しについて、構成企業と協力企業で表を分けて（増やして）作成する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	添付資料3 様式集及び記載要領	32						【様式5-②-①】応募者の名称等（応募グループ用）	右下の「枚目 / 枚中」は、5-②-①についての枚数との理解でお間違いないでしょうか	お見込みのとおりです。

愛知県芸術劇場等運営等事業に関する質問及び回答

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	資料名	頁	行目	項目							
106	添付資料3 様式集及び記載要領	32							【様式5-②-(1)】 応募者の名称等（応募グループ用）	愛知県芸術劇場等運営等事業応募者の名称等（1/2） ■代表企業を除く構成企業、協力企業 「本事業における役割」とは、維持管理業務を担当する場合は、「愛知芸術文化センター全体の維持管理業務」と記載すればよろしいでしょうか。（複数企業で維持管理業務を担当する場合も含む）	お見込みのとおりです。
107	添付資料3 様式集及び記載要領	33							【様式5-②-(2)】 応募者の名称等（応募グループ用）	5-②-(1)に記す協力企業との違いは何でしょうか。	【様式5-②-(1)】には、「代表企業」「構成企業」を記載し、【様式5-②-(2)】には、「協力企業」を記載してください。様式集を修正します。
108	添付資料3 様式集及び記載要領	33							【様式5-②-(2)】 応募者の名称等（応募グループ用）	右下の「枚目／ 枚中」は、5-②-(2)についての枚数との理解でお間違えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	添付資料3 様式集及び記載要領	33							【様式5-②-(2)】 応募者の名称等（応募グループ用）	SPCは、応募者名簿に登録した協力会社以外の会社に業務の発注はできるのでしょうか。	要求水準書及び実施契約に定める事項を遵守する場合に限り、SPCが協力会社以外の会社に業務を委託することは可能です。
110	添付資料3 様式集及び記載要領	33							【様式5-②-(2)】 応募者の名称等（応募グループ用）	応募者名簿に登録した協力会社以外の会社に業務の発注が出来る場合、協力会社の定義をご教示ください。	「協力会社」は「協力企業」と読み替えて回答します。 協力企業は、公募段階での呼称であり、「応募企業又は応募グループの構成企業以外のもので、事業開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者」を示します。 公募後に、事業者から応募者名簿に登録した協力企業以外の企業に業務を委託することは可能ですが、応募グループを構成する協力企業には該当しません。
111	添付資料3 様式集及び記載要領	34							【様式6】 委任状	見出しについて、構成企業の場合は「構成企業」へ、協力企業の場合は「協力企業」へそれぞれ記載を分けてよろしいでしょうか。	分けてご記載いただければと思います。
112	添付資料3 様式集及び記載要領	34							【様式6】 委任状	「委任事項 3. プレゼンテーションの実施に関する件」について、プレゼンテーションへの参加は構成企業及び協力企業とも可能との理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	添付資料3 様式集及び記載要領	34							【様式6】 委任状	右下の「枚目／ 枚中」は、様式6についての枚数との理解でお間違えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	添付資料3 様式集及び記載要領	35							審査書類の受付時における提出書類 資格審査書類	右肩の「通し番号」は、資格審査書類の枚数を記載すればよろしいでしょうか。	「通し番号」は、副本の何部目かを記載ください。
115	添付資料3 様式集及び記載要領	35							審査書類の受付時における提出書類 資格審査書類	右下の「登録 受付番号」は事業者側で何か記載する番号でしょうか。	県にて記載しますので、事業者側での記載は不要です。
116	添付資料3 様式集及び記載要領	36							【様式7】 審査書類提出書	「担当者連絡先」は何を記載するのかご教示ください。（名前、電話番号、メールアドレス等）	担当者氏名、所属、電話番号、FAX、メールアドレスをご記載ください。様式集を修正します。
117	添付資料3 様式集及び記載要領	38							【様式8-②】 参加資格要件確認申請書（応募グループ用）	代表企業、構成企業、協力企業でそれぞれ別々に申請書を作成すればよいのか、同一様式に代表企業、構成企業、協力企業それぞれ欄を追加し記載すればよいのか何れでしょうか。	代表企業が、代表企業、構成企業、協力企業について、様式に記載の誓約事項を確認し、応募グループを代表して提出してください。ご記載いただいたような別々に申請書を作成する、欄を追加して記載する等は不要です。
118	添付資料3 様式集及び記載要領	38							【様式8-②】 参加資格要件確認申請書（応募グループ用）	説明会の際に、「協力企業は個別要件を充たすもの対象外」とお聞きしたようにお記憶していますがお間違えありませんか。その場合、「関係書類」の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	「愛知県芸術劇場の運営業務の担当企業」については、応募企業及び応募グループの構成企業（協力企業を除く。）が実績を有することとしますが、「愛知芸術文化センター全体の維持管理業務の担当企業」については、応募者等（応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業）が実績を有することとしており、協力企業が個別要件を満たすことを認めています。 「愛知芸術文化センター全体の維持管理業務の担当企業」について協力企業の実績を記載する場合には、協力企業の実績に係る「関係書類」を提出してください。
119	添付資料3 様式集及び記載要領	38							【様式8-②】 参加資格要件確認申請書（応募グループ用）	参加資格審査の対象となる企業の明記のみでよいのか？	代表企業が、代表企業、構成企業、協力企業について、様式に記載の誓約事項を確認し、応募グループを代表して提出してください。
120	添付資料3 様式集及び記載要領	39							【様式8-③】 実績を証する書類（愛知芸術文化センター全体の維持管理業務についての実績）	「実績を要する応募企業又は代表企業、構成企業、協力企業」の見出しについて、代表企業と構成企業、協力企業に分けて、それぞれに申請書を作成する形でよろしいでしょうか。	応募者等の個別要件を満たしていることについて、複数企業の実績を記載する場合には、同一様式に欄を追加し記載して、代表企業が提出してください。 なお、応募者等の個別要件に該当する実績は1件で構いません。
121	添付資料3 様式集及び記載要領	39							【様式8-③】 実績を証する書類（愛知芸術文化センター全体の維持管理業務についての実績）	協力企業は資格要件に関係しないと認識しておりますが提出が必要でしょうか。提出をする場合、資格要件を充たしている場合は記載および実績確認資料の提出した方がよろしいでしょうか。	応募者等の個別要件を満たしていることについて協力企業の実績を記載する場合には、協力企業の実績に係る「関係書類」を提出してください。 参加資格要件に関係しない協力企業については提出は不要です。
122	添付資料3 様式集及び記載要領	39							【様式8-③】 実績を証する書類（愛知芸術文化センター全体の維持管理業務についての実績）	「募集要項 募集要項 4.（3）応募者等の個別要件に掲げられている事項に係る実績」について、複数実績がある場合、全て提出との理解でよろしいでしょうか。	応募者等の個別要件に該当する実績が1件確認できれば要件を満たすと判断します。
123	添付資料3 様式集及び記載要領	39							【様式8-③】 実績を証する書類（愛知芸術文化センター全体の維持管理業務についての実績）	「上記実績について確認できる資料等」は、協定書の写しでよろしいでしょうか。	例えば、発注機関からの契約書等の写しが該当します。
124	添付資料3 様式集及び記載要領	39							【様式8-③】 実績を証する書類（愛知芸術文化センター全体の維持管理業務についての実績）	右下の「枚目／ 枚中」は、様式8-③についての枚数との理解でお間違えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	添付資料3 様式集及び記載要領	39							【様式8-③】 実績を証する書類（愛知芸術文化センター全体の維持管理業務についての実績）	提出する実績の件数に制限はございませんでしょうか。	件数に上限はありません。応募者等の個別要件に該当する実績が1件確認できれば要件を満たすと判断します。

愛知県芸術劇場等運営等事業に関する質問及び回答

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	資料名	頁	行目	項目						
126	添付資料3 様式集及び記載要領	39						【様式8-③】実績を証する書類（愛知県芸術文化センター全体の維持管理業務についての実績）	様式8-③に添付する実績を確認できる資料等は、契約書等で実績が記載されている頁の抜粋(守秘義務にあたる箇所は差し消し)を提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。応募者等の個別要件を満たしていることが具体的に読み取れる部分を提出してください。
127	添付資料3 様式集及び記載要領	39、40						【様式8-③】実績を証する書類（愛知県芸術文化センター全体の維持管理業務についての実績） 【様式8-④】実績を証する書類（愛知県芸術劇場の運営業務についての実績）	発注者名の欄がごさいますが、こちらは指定管理者の契約、PFI事業での契約は、発注者名欄には自治体名を記入するのでしょうか。また、PFI事業での契約では、発注者名欄にはSPCの社名を記入するのでしょうか。	【修正前】 応募者等の個別要件を満たす実績を有する企業が受注者として当該業務を実施した場合には、受注契約の相手方の名称を記載してください。 【4月25日修正】 応募者等の個別要件を満たす実績を有する企業が受注者として当該業務を実施した場合には、受注契約の相手方の名称を記載してください。なお、SPCの一部企業として関わっているPFI事業については、発注者名をSPC、受注者名を本件の応募グループを構成する企業名をそれぞれご記載ください。
128	添付資料3 様式集及び記載要領	40						【様式8-④】実績を証する書類（愛知県芸術劇場の運営業務についての実績）	「実績を要する応募企業又は代表企業、構成企業」の見出しについて、代表企業と構成企業に分けて、それぞれに申請書を作成する形よろしいでしょうか。	応募者等の個別要件を満たしていることについて、複数企業の実績を記載する場合には、同一様式に欄を追加し記載して、代表企業が提出してください。なお、SPCの一部企業として関わっているPFI事業については、発注者名をSPC、受注者名を本件の応募グループを構成する企業名をそれぞれご記載ください。
129	添付資料3 様式集及び記載要領	40						【様式8-④】実績を証する書類（愛知県芸術劇場の運営業務についての実績）	「募集要項 募集要項 4.（3）応募者等の個別要件に掲げられている事項に係る実績」について、複数実績がある場合、全て提出との理解でよろしいでしょうか。	応募者等の個別要件に該当する実績が1件確認できれば要件を満たすと判断します。
130	添付資料3 様式集及び記載要領	40						【様式8-④】実績を証する書類（愛知県芸術劇場の運営業務についての実績）	表中、「維持管理業務の内容」の文言について、「運営業務」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
131	添付資料3 様式集及び記載要領	40						【様式8-④】実績を証する書類（愛知県芸術劇場の運営業務についての実績）	「上記実績について確認できる資料等」は、協定書の写しでよろしいでしょうか。	例えば、発注機関からの契約書等の写しが該当します。
132	添付資料3 様式集及び記載要領	40						【様式8-④】実績を証する書類（愛知県芸術劇場の運営業務についての実績）	右下の「枚目 / 枚中」は、様式8-④についての枚数との理解でお間違えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	添付資料3 様式集及び記載要領	40						【様式8-④】実績を証する書類（愛知県芸術劇場の運営業務についての実績）	募集要項の欄に「維持管理業務の内容」と記載されていますが、「運営業務の内容」の間違いでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
134	添付資料3 様式集及び記載要領	46～62						提案審査書類	下部、「登録受付番号」は事業者側で何か記載する番号でしょうか。	県にて記載しますので、事業者側での記載は不要です。
135	添付資料3 様式集及び記載要領	49						【様式D-2-②】運営・維持管理業務（運営開始準備業務及び総括マネジメント業務を含む）の収支計画表	営業費用の科目の内、「施設・設備に係る減価償却費（運営権設定対象施設に係るもの）」「施設・設備に係る減価償却費（運営権者所有資産に係るもの）」「公共施設等運営権対価減価償却費」については、実施契約書（案）第32条、33条、34条の計上額がそれぞれの項目に対応しており、第35条の計上額は対象外との理解でよろしいでしょうか。	「施設・設備に係る減価償却費（運営権設定対象施設に係るもの）」及び「施設・設備に係る減価償却費（運営権者所有資産に係るもの）」については、「施設・設備に係る減価償却費」を「運営権設定対象施設に係るもの」と「運営権者所有資産に係るもの」に適切に区分して計上するための項目とご理解ください。また、「公共施設等運営権対価減価償却費」については、ご提案いただく「運営権対価」に係る減価償却費を計上する項目とご理解ください。
136	添付資料3 様式集及び記載要領	49						【様式D-2-②】運営・維持管理業務（運営開始準備業務及び総括マネジメント業務を含む）の収支計画表	損益計算書最下段「収入の計画額の合計値＊」の注釈＊に「特定事業契約書」とありますが該当する契約書がありません。運やかに公表されますか。	「特定事業契約書」はありませんので、様式集を修正します。
137	添付資料3 様式集及び記載要領	49						【様式D-2-②】運営・維持管理業務（運営開始準備業務及び総括マネジメント業務を含む）の収支計画表	本件PFIは法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・名古屋事業税・名古屋市法人市民税それぞれ課税の対象ですが、運営権設定対象施設は固定資産税の対象ですか。これらについて県の負担もしくは事業者への減免となる部分はありますか。	事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、実施契約に関連して事業者が生じる一切の租税を負担し、県の負担又は事業者への減免はございません。なお、税制改正については、実施契約書（案）「第51条（税制改正）」をご参照ください。
138	添付資料3 様式集及び記載要領	49						【様式D-2-④】運営・維持管理業務（総括マネジメント業務を含む）の支出明細表	本様式は、製造業における原価計算に用いる様式となっております。製品を製造することのない文化施設において業務ごとに独立した「人件費・物件費・役員費・修繕更新業務費・水光熱費」を個別に仕分けることは困難です。例えば同一事務所で作業しているにも拘らず運営業務と活性化業務で水光熱費を区分することは合理的ではありません。人件費や修繕更新費も同様です。本様式通り費用を分離させ記載することは非常に困難ですので、業務毎にそれぞれの科目を記入するのではなく、全体での支出表に変更いただけますでしょうか。	様式は変更しません。業務ごとに独立した「人件費・物件費・役員費・修繕更新業務費・水光熱費」を個別に仕分けることが困難な場合には、合理的な按分基準により業務ごとに適切に按分して計上してください。
139	添付資料3 様式集及び記載要領	49						【様式D-2-④】運営・維持管理業務（総括マネジメント業務を含む）の支出明細表	本様式は、製造業における原価計算に用いる様式となっております。製品を製造することのない文化施設において業務ごとに独立した「人件費・物件費・役員費・修繕更新業務費・水光熱費」を個別に仕分けることは困難です。本様式を設定するにあたり、事前に事業団の取次表を用い、本様式の通り費用を分離させ記載した資料でVPMを算出されていると存じます。これら解析資料で各々の計算根拠や科目区分等、業務ごとに詳しくお示しください。	追加で資料を公表する予定はございません。
140	添付資料3 様式集及び記載要領	49						【様式D-2-④】運営・維持管理業務（総括マネジメント業務を含む）の支出明細表	本様式は、製造業における原価計算に用いる様式となっております。製品を製造することのない文化施設において業務ごとに独立した「人件費・物件費・役員費・修繕更新業務費・水光熱費」を個別に仕分けることは困難です。按分不可能な科目は主体となる業務欄の科目に計上し、他業務の同科目は空欄で作成してよろしいでしょうか。	業務ごとに独立した「人件費・物件費・役員費・修繕更新業務費・水光熱費」を個別に仕分けることが困難な場合には、合理的な按分基準により業務ごとに適切に按分して計上してください。
141	添付資料3 様式集及び記載要領	49						【様式D-2-④】運営・維持管理業務（総括マネジメント業務を含む）の支出明細表	104行目に記載の「【様式P-2-④別紙】」をご参照ください。」は「D-2-④別紙」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
142	添付資料3 様式集及び記載要領	49						【様式D-2-④】運営・維持管理業務（総括マネジメント業務を含む）の支出明細表	愛知県芸術文化センター全体の維持管理業務について、項目が「人件費」「物件費」「役員費」「修繕・更新業務費」「水光熱費」「その他」と分かれています。どの科目をどこに計上すればいいのかわかりません。基準をお示しください。例：何が人件費になるのか、物件費に入れる科目は何か、など	【「様式D-2-④別紙」費目の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示」をご参照ください。

愛知県芸術劇場等運営等事業に関する質問及び回答

No	該当箇所										タイトル	質問	回答	
	資料名	頁	行目	項目										
143	添付資料3 様式集及び記載要領	49										【様式D-2-④】運営・維持管理業務（総括マネジメント業務を含む）の支出明細表	愛知芸術文化センター全体の維持管理業務について、項目が「人件費」「物件費」「役務費」「修繕・更新業務費」「光熱水費」「その他」と分かれているが、人件費と役務費の違い、物件費とは具体的に何のことを言っているのか、「修繕・更新業務費」とは何を指すのか、「光熱水費」はその業務のみにかかる費用で算出が難しい場合はどういった基準で入力するのか、詳細をお願いします。	「【様式D-2-④】別紙」費目の内訳と具体的な指称名等との関連付けの例示をご参照ください。業務ごとに独立した「人件費・物件費・役務費・修繕更新業務費・水光熱費」を個別に仕分けることが困難な場合には、合理的な按分基準により業務ごとに適切に按分して計上してください。
144	添付資料3 様式集及び記載要領	51										【様式F-2】中長期修繕計画(案)	「要求水準書 別紙7」にて愛知県負担となっているものも、中長期修繕計画に記載する必要がありますでしょうか。	提案時点では愛知県負担となっている修繕項目の中長期修繕計画は不要ですが、事業開始後に作成いただくこととなります。
145	添付資料3 様式集及び記載要領	51										【様式F-2】中長期修繕計画(案)	様式F-2の中長期修繕計画案に記載する内容は、別紙7の記載のある事業者負担分の修繕だけでなく、修繕を必要と想定しているすべての事項を記載するという認識でよろしいでしょうか。	提案時点では愛知県負担となっている修繕項目の中長期修繕計画は不要ですが、事業開始後に作成いただくこととなります。
146	添付資料3 様式集及び記載要領	質問書	12									【様式1】質問書	本質問書で提出した質問は、他社様にも質問内容・回答ともに開示されますでしょうか？	守秘義務対象資料に関する質問に対する回答については、守秘義務の順守に関する誓約書を提出した事業者すべてに開示されます。それ以外の質問に対する回答については、webページにて公表予定です。
147	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	別紙5 ガバナンス体制(別添1)愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等設置要綱(案)	5	2	第10条	5、6						第10条 ファシリテーターの活動	ファシリテーターの活動費及び一定の報酬について、「事業者と県が折半して負担する」とありますが、当該費用は【様式D-2-②】【様式D-2-④】【様式D-2-⑦】それぞれの項目で計上するのでしょうか。	【様式D-2-④】を修正し、「ガバナンス業務」の項目を追加しました。 【様式D-2-②】において「統括管理業務費」の項目に計上し、その内訳を記載する【様式D-2-④】において「ガバナンス業務」の項目に計上してください。
148	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	別紙5 ガバナンス体制(別添2)第三者機関設置要綱(案)	2	18	第7条 第8条							第7条 【機関による提案】 第8条 【機関による報告】	当該条文が現状のまま改定または削除されない場合、当該条文によって係る費用についてD-2事業収支にどのように計上するのか、事前に具体的な金額を含め県より提示いただけますでしょうか。	【様式D-2-④】を修正し、「ガバナンス業務」の項目を追加しました。 【様式D-2-②】において「統括管理業務費」の項目に計上し、その内訳を記載する【様式D-2-④】において「ガバナンス業務」の項目に計上してください。
149	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	別紙5 ガバナンス体制(別添2)第三者機関設置要綱(案)	3	11	第12条							第12条 【機関の運営経費】	運営経費について、「事業者と県が折半して負担する」とありますが、当該費用は【様式D-2-②】【様式D-2-④】【様式D-2-⑦】それぞれの項目で計上するのでしょうか。	【様式D-2-④】を修正し、「ガバナンス業務」の項目を追加しました。 【様式D-2-②】において「統括管理業務費」の項目に計上し、その内訳を記載する【様式D-2-④】において「ガバナンス業務」の項目に計上してください。